

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | ものづくり振興課 | 整理番号 | 3-4-3 |
|-----------------------|--|----------|------|-------|
| 処分の種類                 | 火薬庫の構造等の改善命令   |          |      |       |
| 根拠法令条例等・条項            | 火薬類取締法第14条第2項  |          |      |       |
| 処分の概要                 | 構造、設備等が技術上の基準に適合していないことが認められるときは、所有者又は占有者に対し、基準に適合するように改善を命ずることができる。<br>(最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長 |          |      |       |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。   |          |      |       |
| 基準の制定根拠               | 法令、通達に基づく基準  |          |      |       |